

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県PTA連合会（以下、「本連合会」という）が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して本連合会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することで、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、使用する用語は次の通りとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

(2) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される生存する特定の個人をいう。

(3) 役職員等

「役職員等」とは、本連合会に所属するすべての正会員・理事・監事及び職員（臨時職員を含む）をいう。

(4) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、本連合会の代表理事である会長が任命し、個人情報に関する実施計画の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(5) 個人情報管理担当者

「個人情報管理担当者」とは、個人情報を管理している者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本連合会のすべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在職中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 審査委員、顧問、相談役及び本連合会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本連合会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者及び担当者)

第4条 本連合会は、事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本連合会で取扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するための実施計画等を策定しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏えいしたり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責任を負う。

4 個人情報管理担当者は、事務局の職員とする。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) 本連合会の名称、個人情報管理責任者及び連絡先

(2) 個人情報の利用目的

3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して個人情報の利用目的などを通知し、同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、本連合会の定款に定める事業の遂行に必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 個人情報は、法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

2 前項の定めに関らず、本連合会の事業を遂行するために業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。

(2) 個人情報の保護に関し、その適正な運用及び実施がなされている者であること。

(3) 本連合会との間に適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、本連合会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が確実に遵守されるよう適時確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性の確保)

第8条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏えい、

紛失、滅失又は改ざん防止に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

(通報及び調査義務)

第12条 役職員等は、個人情報が外部に漏えいしていることを知った場合、又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏えいについて役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏えいしていることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- ア 漏えいした情報の範囲
- イ 漏えい先
- ウ 漏えいした日時
- エ その他調査で判明した事実

- 2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏えいについての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、

原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15条 本連合会が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに

該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第16条 本連合会の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口は、本連合会事務局とする。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 職員は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年8月1日から適用する。

2 平成30年4月1日一部変更して施行する。